



## ◎火災から尊い命を守りましょう!! 「全国秋の火災予防運動」が始まります。

### 住宅防火 いのちを守る 10の心得

- その1** 調理中は、コンロから離れないようにしましょう。
- その2** 煙たばこは、絶対にやめましょう。
- その3** ストープの周りに、物を置かないようにしましょう。
- その4** 家の周りを整理整頓しましょう。
- その5** ライターやマッチを子供の手の届く場所に置かないようにしましょう。
- その6** コンセントの過熱を避けましょう。
- その7** 住宅用火災警報器を設置し、定期的な動作確認をしましょう。
- その8** 煙筒やエプロン・カーテンなどは、防災品にしましょう。
- その9** 万が一に備え、消火器を設置し使い方を覚えましょう。
- その10** 公道歩道で声をかけあい火の用心にも掛けましょう。

11月9日(水)～15日(火)の1週間、秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、住民の皆さんに、防火防災に関する正しい知識と防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生・拡大を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

【平成28年度全国統一標語】

『消しましょう  
その火その時  
その場所で』

※火災予防運動期間中、町内全域にわたり消防署・消防団では、防火を呼びかける巡回広報を行います。また、7時と21時にサイレンを1回鳴らします。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

問い合わせ 粕屋南部消防本部南部消防署 ☎935-5111

## 上水道料金改定のお知らせ ～平成29年1月分から～

平成29年1月分(平成28年12月メーター検針、平成29年1月請求、上水道会計の年度区分では平成28年度)から、上水道料金を改定します。

現行の上水道料金については、料金改定(平成24年10月分)から4年以上が経過しました。改定後、平成25年度には福岡地区水道企業団からの大山ダム(大分県日田市)受水が開始となった一方、施設の老朽化対策と企業団受水の有効利用を兼ねる目的から、柳原浄水場の拡張工事を施工しました。これらの経費に加え、平成29年度には起債(国などからの借入金)の元利償還金が過去最大となるほか、平成30年度からは五ヶ山ダム(那珂川町)からの受水が開始され、受水費用も過去最大となる見込です。上水道事業は、町内3か所の浄水場や多数のろ過池、214kmにおよぶ導・配水管など多くの施設を保有しており、これらの維持管理費用については、使用者の皆さまからの水道料金で賄うこととなります。上水道事業会計は、平成23年度から平成27年度まで5か年連続で赤字(純損失)を計上する一方で、運営資金は年ごとに減少し続けており、財政状況は逼迫の度を強めています。このような状況により、平成29年1月分から新料金を適用させていただくことになったものです。これからも、効率的な運営と経費の節減に努めてまいります。使用者の皆さまのご理解をお願いします。

### 新旧料金表(家事用/専用)

新料金(消費税抜き)			現行料金(消費税抜き)		
基本料金	5立方メートルまで	1,150円	基本料金	5立方メートルまで	900円
従量料金	6～10立方メートルの1立方メートル当たり	117円	従量料金	6～10立方メートルの1立方メートル当たり	90円
	11～15立方メートルの1立方メートル当たり	205円		11～15立方メートルの1立方メートル当たり	170円
	16～20立方メートルの1立方メートル当たり	225円		16～20立方メートルの1立方メートル当たり	190円
	21～25立方メートルの1立方メートル当たり	260円		21～30立方メートルの1立方メートル当たり	230円
	26～30立方メートルの1立方メートル当たり	265円		31～50立方メートルの1立方メートル当たり	260円
	31～50立方メートルの1立方メートル当たり	270円		51立方メートル以上の1立方メートル当たり	385円
	51立方メートル以上の1立方メートル当たり	386円			

※上記により計算した金額に量水器使用料および消費税が加算されます。  
 ※消費税および地方消費税を加算した金額の10円未満は切り捨てられます。  
 ※新料金からは、使用水量が0立方メートルの場合には、基本料金が2分の1(575円・税抜)になります。  
 ※公共下水道に接続されている場合には、別途下水道使用料が賦課されます。

### 計算例 メーター口径13mmの一般家庭で、1か月に18立方メートル使用の場合

<水道使用料>  
 【基本料金】 1,150円……A  
 【従量料金】 6～10立方メートル 5立方メートル×117円＝ 585円……B  
 11～15立方メートル 5立方メートル×205円＝1,025円……C  
 16～18立方メートル 3立方メートル×225円＝ 675円……D  
 (消費税など)  
 (A+B+C+D)×1.08＝3,709円 → 10円未満切捨 → 3,700円

<量水器使用料>  
 (消費税など)  
 50円×1.08＝54円 → 10円未満切捨 → 50円

<ご請求額>  
 3,700円+50円＝3,750円 (公共下水道に接続されている場合には、別に下水道料金が賦課されます)

問い合わせ 上下水道課 上水道管理係 ☎934-2224

## 平成29年度 保育園の入園申し込みを受け付けます

申込期間 12月5日(月)～12月26日(月)

平成29年4月、町内認可保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設に新規に入園を希望される方はお申し込みください。

### 入園案内・申込書などの配布

11月21日(月)から、子育て支援課(うみハピネス内)にて入園案内・申込書などを配布します。(土日祝日除く 8時30分～17時15分)  
 また、町ホームページからもダウンロードできます。

### 申込期間

12月5日(月)～12月26日(月)



### 申込書提出先

子育て支援課 保育係(うみハピネス内)

### 入園要件

児童の保護者が、下記のような事由により児童を保育することができないと認められる場合(おおむね月に120時間以上)  
 ○就労 ○母親の出産 ○保護者の疾病、負傷、障がい  
 ○同居または長期入院などしている親族の介護・看護  
 ○災害復旧 ○求職活動 ○就学 など

※保育を必要とする度合いの高い方からの入園となります。申し込まれた方全員が入園できるとは限りません。  
 ※現在、町の保育園では、待機児童が発生しています。待機児童解消とさらなる保育環境の充実を図るため、平成29年度中の開所を目指す、新設保育所を計画しております。  
 ※現在、待機で申し込み中の方も、新年度申し込みが必要です。

問い合わせ 子育て支援課 保育係 ☎933-1322